

令和8年5月22日

濱口高志議長

研修報告

海住恒幸

研修名 第42回議員力研究会例会

会場 名古屋国際センター（最寄駅 名古屋駅）

開催日時 令和8年5月9日午後1時半～午後5時

内容 毎回、会員が自らの議案質疑や一般質問を持ち寄り、不十分だった点などについて意見交換することで、議員力の向上に努めている。

第一部

①事例報告1(加藤彰男・愛知県東栄町議会議長)

「憲法と地方自治法に基づく地方議会の位置づけと二元代表について」

②事例報告2(古川明美・岐阜県各務原市議会議員)

PFAS 問題: 検査・公表経緯と行政対応

第二部

意見交換 委員会のあり方について(報告者 海住恒幸)

第一部

内容の詳細

(1) 事例報告1 加藤彰男・愛知県東栄町議会議長

「憲法と地方自治法に基づく地方議会の位置づけと二元代表について」

議長として所属議会や近隣の議長会で自ら講師となって議員研修会を実施している。その際行なった講義「憲法と地方自治法に基づく地方議会の位置づけと二元代表について」を事例報告した。

地方議会の位置づけと二元代表制の再確認・法務基盤の強化

憲法および地方自治法における地方議会の位置づけ

憲法 93 条の「議事機関」、地方自治法 96 条の「議決事項」を共有。地方議会は熟議との場であり、国会型の追及や国政調査権的要求は制度への理解の不足に由来するのではないか。

● 憲法改正論と地方自治への影響

自民党憲法草案や緊急事態条項導入の議論が地方自治（93～96 条等）の弱体化につながる懸念を共有。条文案の具体的影響を住民に説明できる認識形成の必要性を確認。

● 議長の役割・選出透明性・教育

議長は議会全体の代表として、公正な手続きと熟議の場づくりを主導し、事務局依存を避けて議会の自立性を維持すべき。

「議会改革は議長選挙から」：所信表明の公開、公開討論、マニフェスト提出、映像公開など透明化の先進例（会津若松等）を参照し、持ち回り慣行からの転換を検討。

議長就任後の体系的研修（法務・運営・ファシリテーション）不足が課題。新人議員向け教育と合わせて標準化が必要。

● 委員会運営・熟議の可視化と質問ルール

予算決算特別委員会での大量質問提出や事前提出慣行不在による混乱を踏まえ、締切・形式・節度の明確化を検討。任意ルール試行では締切直前集中が課題。

国会型追及や資料請求乱用への是正、説明員を求める場としての役割の理解促進が必要。

質疑日と議論日の分離、討論時間の統一（例：10～15 分）や時間配分の公平化、事前通告・資料事前提供のルール化により熟議を確保。委員会主義/本会議主義のギャップ是正を目指す。

委員会での審議結果が本会議に十分反映されない事例（松阪市）や、事前の賛否固定化の課題を共有。

● 議長の委員会所属と採決運用の法的整理

議長の委員会所属慣行の妥当性、採決参加可否の運用が自治体で曖昧。条例・規則・先行事例の収集とガイドライン化が必要。

議運・委員長の人選と独占回避

議運構成の期数要件見直しや党派独占回避の仕組み導入を進め、客観基準（期数、実務能力、出席率）を明文化。執行部からも適切な人選を求められている状況を共有。

基本条例・総合計画を軸とした政策形成・議会評価

党派横断の特別委員会で基本条例・総合計画を策定し、具体事業に踏み込む議論を半年程度実施。翌年度以降のピックアップ評価（決算前）により、一般的事務事業評価の限界を補完。

● 議員の能力向上・新人育成

新人増加を改革の機会と捉え、党派横断の定期勉強会や OJT、失敗から学ぶ運営を制度化。一期目向けの教育制度整備、窓口質問の回避など質の向上を図る。

議長が一期目議員との個別面談や「議員カフェ」等の非公式対話の場を設け、所感・違和感の共有と課題把握を促進。論拠に基づく公式な議論の徹底を新人に伝達。

議会事務局機能の重要性と限界

少人数事務局体制の限界に留意し、議長がレジュメ作成・資料準備・研修調整を補完。人的補強・研修・外部支援・IT活用の選択肢を検討し、継続性・安定性の確保を目指す。

時間配分と進行調整

会議時間延長や最後の意見交換短縮など運営上の調整を実施。特定参加者の持ち時間短縮に関する合意形成を図る。

● 地方分権と財政枠組み

補助金依存の見直し、地方への権限付与を法的に後押しする取り組みが必要。首長・知事連携による国法改正への働きかけ、憲法理念の市民的理解の向上を提案。

事例報告2 古川明美・岐阜県各務原市議会議員

「PFAS問題：検査・公表経緯と行政対応」

令和2年に高濃度把握も令和4年まで市長報告遅延、県要請で公表・謝罪・処分。活性炭等で合計値は50ng/L以下に低下（20～30ng/L程度の認識）が広がるが、市は健康調査には消極的である。そこで、原水の高値残存、蓄積性・残留性の懸念から水質モニタリングを年1回ではなく四半期ごとに強化すべきと提案した。

第二部 意見交換「委員会のあり方について」(報告者 海住恒幸)

● 本会議と委員会の役割・関係性について

委員会の役割と審査の質の向上:

委員会の役割は、議長から付託された議案を審査することである。付託の際は、本会議での議案質疑で明らかになった論点を基に、委員会が何を重点的に審査すべきか明確に指示すべきとの意見。委員長報告は質疑応答の羅列になりがちだが、本来は付託された内容に対し、委員会がどう審査し結論を出したかを報告すべきである。

本会議質疑と委員会付託の関係:

即決議案でない限り、通常は全て委員会に付託されるため、本会議での質疑が機能しにくくなる場合がある。

本会議で出た論点を委員会付託の際に共有し、委員会審査に活かすべき。

委員会の実効性と成功事例:

委員会活動によって、市長提案（例：海上アクセス廃止に伴う代替バス運行の予算案）を修正・否決した具体的な成功事例が共有された。

委員会活動への積極的な参加が、議員の意識改革や議員活動の充実につながる。

（参加者からの意見）

本会議での質疑に関するルールと課題:

所属委員会の所管事項について本会議で質問することを制限するルールが存在する議会がある。

質疑の回数制限（例：3回）がある。このため、答弁漏れがあっても再質問が難しく、議論が深まらないことがある。

時間制限を設けつつ回数制限を撤廃する提案も過去にはあった。

提案者より、論点整理プロセスの必要性について:

本会議の質疑と委員会の中に、議員間で議論し論点を整理・共有するプロセスが必要。

一般質問の日程:

議案審議の途中に一般質問が入ると、議員がその準備に集中してしまい、議案審議が疎かになる問題点がある。そこで、対策として、一般質問を議案審議と関係ない日程（例：会期の最後）に移動させ、議案審議に集中できる環境を作るべき。

提案者より、委員会運営の改革と事例を紹介

松阪市議会の取り組み:

委員の任期を1年から2年に変更し、その時間を活用するため、年間テーマを設定して調査を深める方針に転換。

閉会中の調査活動として、県外視察だけでなく管内調査や市民からの意見聴取も取り入れる準備を進めている。

課題: 決算を次年度予算に活かす仕組みはまだ十分にできていない。

今後のテーマ設定:

総務常任委員会では、防災や住民組織が指定管理者となる地区市民センターの運営など、市民と議論しやすいテーマ設定が重要であるとの意見

委員会の視察および所管事務調査

視察のあり方の変化:

以前は場所先行の視察が多かったが、現在は年間テーマに基づき必要に応じて視察を行う方向に。

所管事務調査の活用:

地方自治法第109条に基づき、常任委員会が自主的に行う「所管事務調査」として調査活動を位置づけることで、テーマが明確になるという意見が出た。

委員会が所管事務調査を通じて市の問題を掘り起こした事例（消えた年金問題に関する市の対応不備を発見）が共有された。

委員長報告のあり方

AI による議事録作成の重要性:

事務局が議事録を作成する際に忖度が入る可能性があるため、AI が忖度なく事実を書き起こすことは議会運営の透明性を高める上で重要である。

（所感）

4 時間という時間に深い議論が圧縮された。東海 3 県を中心に有志の市町の議員が集って事例報告と、テーマを持ち寄った意見交換を続けている。この議員力研究会は 10 年をへて今回で 42 回目。メンバーも 3 期以上のメンバーが中心で深みのある議論に学ばされることが多い。